

小学校教員の魅力再発見・情報発信検討会議設置要綱

令和6年6月24日 制定

1 設置及び目的

小学校教員の志望者を増加させるため、外部有識者等の視点により、小学校教員の魅力を再発見するとともに、効果的な情報発信の手法を検討する、小学校教員の魅力再発見・情報発信検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 組織

- ・ 検討会議は、委員6名で構成する。
- ・ 検討会議に会議の議事進行を行う座長を置く。
- ・ 委員は、有識者等から青森県教育委員会教育長が委嘱する。
- ・ 委員の委嘱期間は、青森県教育委員会教育長が委嘱した日から令和7年3月31日までとする。
- ・ 検討会議にオブザーバーを置くことができる。オブザーバーは、会議に出席し、座長の求めに応じて情報提供を行うものとする。

3 会議

会議は事務局が確保する会議場所で行う。

なお、委員及びオブザーバーはオンラインにより会議に出席することができる。

4 謝金及び費用弁償

委員に対して、会議等に参加したときは、本県の規定に基づき、謝金及び費用弁償を支給する。

5 事務局

検討会議の事務局は、青森県教育庁教職員課とする。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。